

**【契約状況の公表】 随意契約（予定価格が名張市契約規則第27条に定める金額を超える案件）（工事130万円超、コンサル50万円超、物品80万円超、修繕50万円超、委託50万円超、賃貸借40万円超）
令和5年4月1日から9月30日までに契約または変更契約を行ったもの**

◎ 表の見方

随意契約理由について…随意契約を行う根拠は、地方自治法施行令第167条の2第1項(市立病院事業及び水道事業については、地方公営企業法施行令第21条の14第1項を適用)に定められており、第1号から第9号まで種類があります。
下表では、それぞれの案件が、第何号に該当するかを記載しています。なお、第3号に該当する案件については、別途公表しているため、この一覧には、掲載していません。

契約金額の欄について…単価契約の場合は、単価を表示しています。単価が2種類以上ある場合は、種類ごとに単価に予定数量を乗じた合計額を表示しています。

履行期間(自)について…業務委託において、契約書に着手日の指定がない場合は、契約日と同日を表示しています。

業種区分について…「コンサル」とあるのは、測量・建設コンサルタントを、「委託」とあるのは、コンサル以外の業務委託を意味します。

(金額の単位:円)

番号	業種区分	種類	発注担当室	件名	場所	受注者名	契約日	変更契約日	契約金額 (変更の場合は変更後の契約金額) (税込)	履行期間(自)	履行期間(至)	工事等の概要 (変更の場合は、変更理由・変更概要)	随意契約理由 ・根拠法令(適用条項) ・具体的理由	備考 (単価契約の場合は、 単価・予定数量)
1	物品	—	伊賀南部環境衛生組合 業務室	A重油(4月分)の単価契約	名張市 蔭生 地内	株式会社津崎燃料店	令和5年4月1日	—	109	令和5年4月1日	令和5年4月30日	乾燥汚泥及び脱水し渣の焼却処理に要する燃料購入	・第6号 ・入札に付する場合、決定までの所要時間が長い ため時期を失する	単価契約 (1L当たり) 予定数量:24,000L
2	物品	—	伊賀南部環境衛生組合 業務室	灯油の単価契約(1回目)	伊賀市 奥鹿野 地内	蔵東石油株式会社	令和5年4月13日	—	94	令和5年4月13日	令和5年4月19日	ごみ焼却施設の補助燃料として投入している燃料購入	・第6号 ・入札に付する場合、決定までの所要時間が長い ため時期を失する	単価契約 (1L当たり) 予定数量:20,000L
3	物品	—	伊賀南部環境衛生組合 業務室	A重油(5月分)の単価契約	名張市 蔭生 地内	三重交通商事株式会社	令和5年4月30日	—	108	令和5年5月1日	令和5年5月31日	乾燥汚泥及び脱水し渣の焼却処理に要する燃料購入	・第6号 ・入札に付する場合、決定までの所要時間が長い ため時期を失する	単価契約 (1L当たり) 予定数量:24,000L
4	物品	—	伊賀南部環境衛生組合 業務室	灯油の単価契約(2回目)	伊賀市 奥鹿野 地内	三重交通商事株式会社	令和5年5月2日	—	92	令和5年5月2日	令和5年5月8日	ごみ焼却施設の補助燃料として投入している燃料購入	・第6号 ・入札に付する場合、決定までの所要時間が長い ため時期を失する	単価契約 (1L当たり) 予定数量:20,000L
5	物品	—	伊賀南部環境衛生組合 業務室	灯油の単価契約(3回目)	伊賀市 奥鹿野 地内	株式会社津崎燃料店	令和5年5月23日	—	91	令和5年5月23日	令和5年5月29日	ごみ焼却施設の補助燃料として投入している燃料購入	・第6号 ・入札に付する場合、決定までの所要時間が長い ため時期を失する	単価契約 (1L当たり) 予定数量:20,000L
6	物品	—	伊賀南部環境衛生組合 業務室	A重油(6月分)の単価契約	名張市 蔭生 地内	蔵東石油株式会社	令和5年5月31日	—	110	令和5年6月1日	令和5年6月30日	乾燥汚泥及び脱水し渣の焼却処理に要する燃料購入	・第6号 ・入札に付する場合、決定までの所要時間が長い ため時期を失する	単価契約 (1L当たり) 予定数量:24,000L
7	物品	—	伊賀南部環境衛生組合 業務室	灯油の単価契約(4回目)	伊賀市 奥鹿野 地内	青山石油株式会社	令和5年6月22日	—	98	令和5年6月22日	令和5年6月28日	ごみ焼却施設の補助燃料として投入している燃料購入	・第6号 ・入札に付する場合、決定までの所要時間が長い ため時期を失する	単価契約 (1L当たり) 予定数量:20,000L
8	物品	—	伊賀南部環境衛生組合 業務室	A重油(7月分)の単価契約	名張市 蔭生 地内	青山石油株式会社	令和5年6月30日	—	113	令和5年7月1日	令和5年7月31日	乾燥汚泥及び脱水し渣の焼却処理に要する燃料購入	・第6号 ・入札に付する場合、決定までの所要時間が長い ため時期を失する	単価契約 (1L当たり) 予定数量:24,000L
9	物品	—	伊賀南部環境衛生組合 業務室	灯油の単価契約(5回目)	伊賀市 奥鹿野 地内	蔵東石油株式会社	令和5年7月20日	—	102	令和5年7月20日	令和5年7月26日	ごみ焼却施設の補助燃料として投入している燃料購入	・第6号 ・入札に付する場合、決定までの所要時間が長い ため時期を失する	単価契約 (1L当たり) 予定数量:20,000L
10	物品	—	伊賀南部環境衛生組合 業務室	A重油(8月分)の単価契約	名張市 蔭生 地内	株式会社津崎燃料店	令和5年7月31日	—	114	令和5年8月1日	令和5年8月31日	乾燥汚泥及び脱水し渣の焼却処理に要する燃料購入	・第6号 ・入札に付する場合、決定までの所要時間が長い ため時期を失する	単価契約 (1L当たり) 予定数量:24,000L
11	物品	—	伊賀南部環境衛生組合 業務室	灯油の単価契約(6回目)	伊賀市 奥鹿野 地内	青山石油株式会社	令和5年8月10日	—	109	令和5年8月10日	令和5年8月16日	ごみ焼却施設の補助燃料として投入している燃料購入	・第6号 ・入札に付する場合、決定までの所要時間が長い ため時期を失する	単価契約 (1L当たり) 予定数量:20,000L
12	物品	—	伊賀南部環境衛生組合 業務室	A重油(9月分)の単価契約	名張市 蔭生 地内	株式会社亀井商事	令和5年8月31日	—	120	令和5年9月1日	令和5年9月30日	乾燥汚泥及び脱水し渣の焼却処理に要する燃料購入	・第6号 ・入札に付する場合、決定までの所要時間が長い ため時期を失する	単価契約 (1L当たり) 予定数量:24,000L
13	物品	—	伊賀南部環境衛生組合 業務室	灯油の単価契約(7回目)	伊賀市 奥鹿野 地内	株式会社亀井商事	令和5年9月12日	—	108	令和5年9月12日	令和5年9月18日	ごみ焼却施設の補助燃料として投入している燃料購入	・第6号 ・入札に付する場合、決定までの所要時間が長い ため時期を失する	単価契約 (1L当たり) 予定数量:20,000L
14	物品	—	伊賀南部環境衛生組合 業務室	灯油の単価契約(8回目)	伊賀市 奥鹿野 地内	三重交通商事株式会社	令和5年9月29日	—	96	令和5年9月29日	令和5年10月5日	ごみ焼却施設の補助燃料として投入している燃料購入	・第6号 ・入札に付する場合、決定までの所要時間が長い ため時期を失する	単価契約 (1L当たり) 予定数量:20,000L
15	物品	—	伊賀南部環境衛生組合 業務室	A重油(10月分)の単価契約	名張市 蔭生 地内	株式会社津崎燃料店	令和5年9月30日	—	112	令和5年10月1日	令和5年10月31日	乾燥汚泥及び脱水し渣の焼却処理に要する燃料購入	・第6号 ・入札に付する場合、決定までの所要時間が長い ため時期を失する	単価契約 (1L当たり) 予定数量:24,000L

**【契約状況の公表】 随意契約（予定価格が名張市契約規則第27条に定める金額を超える案件）（工事130万円超、コンサル50万円超、物品80万円超、修繕50万円超、委託50万円超、賃貸借40万円超）
令和5年4月1日から9月30日までに契約または変更契約を行ったもの**

◎ 表の見方

随意契約理由について・・・随意契約を行う根拠は、地方自治法施行令第167条の2第1項(市立病院事業及び水道事業については、地方公営企業法施行令第21条の14第1項を適用)に定められており、第1号から第9号まで種類があります。下表では、それぞれの条件が、第何号に該当するかを記載しています。なお、第3号に該当する案件については、別途公表しているため、この一覧には、掲載していません。

契約金額の欄について・・・単価契約の場合は、単価を表示しています。単価が2種類以上ある場合は、種類ごとに単価に予定数量を乗じた合計額を表示しています。

履行期間(自)について・・・業務委託において、契約書に着手日の指定がない場合は、契約日と同日を表示しています。

業種区分について・・・「コンサル」とあるのは、測量・建設コンサルタントを、「委託」とあるのは、コンサル以外の業務委託を意味します。

(金額の単位:円)

番号	業種区分	種類	発注担当室	件名	場所	受注者名	契約日	変更契約日	契約金額 (変更の場合は変更後の契約金額) (税込)	履行期間(自)	履行期間(至)	工事等の概要 (変更の場合は、変更理由・変更概要)	随意契約理由 ・根拠法令(適用条項) ・具体的理由	備考 (単価契約の場合は、 単位・予定数量)
16	修繕	—	伊賀南部環境衛生組合 業務室	伊賀南部クリーンセンターごみクレーン緊急修繕	伊賀市 奥鹿野 地内	三機化工建設株式会社	令和5年4月26日	—	13,530,000	令和5年4月26日	令和5年6月9日	ごみクレーン緊急修繕 一式 ・12号ごみクレーン ・不燃・粗大ごみクレーン	・第2号、第5号 ・クリーンセンターに設置している天井クレーン3基について、主要部品の損傷や経年変化などが発生し、運転管理に支障をきたしているため、緊急修繕するもので、実施するにあたっては、所定部品の交換を行うとともに、クレーン自動制御及びオペレーション操作プログラムの基幹である中央分散制御システム(DCS)との連動調整が必要であり、当該制御システムを熟知し、焼却炉など施設稼働の安全性を確保しながら迅速且つ運転管理に支障なく施工することが求められるため。	
17	修繕	—	伊賀南部環境衛生組合 業務室	伊賀南部クリーンセンター2号溶融炉水漏れほか緊急修繕	伊賀市 奥鹿野 地内	三機化工建設株式会社	令和5年5月18日	—	2,750,000	令和5年5月18日	令和5年6月16日	2号溶融炉緊急修繕 一式 ・水漏れ修繕(溶接補修、耐火物打替)、煙道閉塞修繕	・第2号、第5号 ・クリーンセンターごみ焼却施設の2号溶融炉内部の水冷ジャケットのケーンク電熱発生箇所から水漏れが生じており、この影響により煙道内においてスラッグの固着・堆積による閉塞化が進行しごみ焼却処理に支障をきたしているため、緊急修繕するもので、実施するにあたっては、特殊な構造であることから、迅速且つ運転管理に支障なく施工することが求められるため。	
18	修繕	—	伊賀南部環境衛生組合 業務室	伊賀南部クリーンセンター1号二次燃焼室ベローズほか緊急修繕	伊賀市 奥鹿野 地内	三機化工建設株式会社	令和5年6月15日	—	5,357,000	令和5年6月15日	令和5年7月14日	1号二次燃焼室ベローズほか緊急修繕 一式 ・1号二次燃焼室ベローズ修復 ・1号二次燃焼室噴霧ノズル亀裂修繕	・第2号、第5号 ・クリーンセンターごみ焼却施設の1号二次燃焼室ベローズ破孔及び噴霧ノズル部に亀裂が発生し、ごみ焼却処理に支障をきたしているため、緊急修繕するもので、実施するにあたっては、特殊な構造であることから、燃焼システムを熟知していることが必要であり、迅速且つ運転管理に支障なく施工することが求められるため。	
19	修繕	—	伊賀南部環境衛生組合 業務室	伊賀南部クリーンセンター2号スラグコンベヤ緊急修繕	伊賀市 奥鹿野 地内	三機化工建設株式会社	令和5年6月21日	—	1,595,000	令和5年6月21日	令和5年8月19日	2号スラグコンベヤ緊急修繕 一式 ・軸、軸受、歯車の交換	・第2号、第5号 ・クリーンセンターごみ焼却施設の2号スラグコンベヤの歯車の軸が破断し、スラグ搬送ができなくなり、運転管理に支障をきたしているため、緊急修繕するもので、実施するにあたっては、特殊な構造であることから、燃焼システムを熟知していることが必要であり、迅速且つ運転管理に支障なく施工することが求められるため。	
20	修繕	—	伊賀南部環境衛生組合 業務室	伊賀南部クリーンセンター3F事務所7系統室内機水漏れ修繕	伊賀市 奥鹿野 地内	ダイキン工業株式会社 サービス本部 中部サービス部	令和5年8月23日	—	1,362,636	令和5年8月23日	令和6年3月31日	使用済み乾電池等や蛍光灯類の処理処分 一式	・第2号 ・水銀含有するものも含めた乾電池等や蛍光灯類の処分を行うもので、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第1項第14条の規定に基づき処分の再委託が禁止されていることから、中間処理から最終処分までを一貫して同一業者で行う必要があり、同処理を行うことができる業者が受注者に限られるため。	複数単価契約
21	修繕	—	伊賀南部環境衛生組合 業務室	伊賀南部クリーンセンター2号溶融炉左側壁水漏れ緊急修繕	伊賀市 奥鹿野 地内	三機化工建設株式会社	令和5年7月10日	—	1,507,000	令和5年7月10日	令和5年8月8日	2号溶融炉左側壁緊急修繕 一式 ・水漏れ修繕(溶接補修、耐火物打替)	・第2号、第5号 ・クリーンセンターごみ焼却施設の2号溶融炉内部の水冷ジャケットケーンクから水漏れが発生し、この影響により炉内スラグ固化堆積や炉内温度の不安定状態が生じており、ごみ焼却処理に支障をきたしているため、緊急修繕するもので、実施するにあたっては、特殊な構造であることから、燃焼システムを熟知していることが必要であり、迅速且つ運転管理に支障なく施工することが求められるため。	
22	修繕	—	伊賀南部環境衛生組合 業務室	伊賀南部クリーンセンター延命化計画策定業務委託	伊賀市 奥鹿野 地内	株式会社環境技術研究所	令和5年7月3日	—	3,938,000	令和5年7月3日	令和6年3月31日	伊賀南部クリーンセンターの延命化計画策定に伴う施設保全計画検査業務 一式	・第2号、第5号 ・令和4年度に実施した施設保全計画(検討業務)を受けて施設の延命化を行うための計画策定にあたり、保全計画を構築した時点で計画を行うことが調査工程の短縮や工期短縮につながるため。	
23	委託	—	伊賀南部環境衛生組合 業務室	伊賀南部浄化センター焼却灰の処理単価契約	名張市 薫生 地内	三重中央開発株式会社	令和5年4月1日	—	28,600	令和5年4月1日	令和6年3月31日	伊賀南部浄化センターから排出される焼却灰の処理一式	・第2号 ・し尿処理場の焼却灰運搬業務は、当該施設の管理業務受託者の「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業務の合理化に関する特別措置法」の趣旨に基づく合理化協定の代替業務であり、また、運搬業務の安全確保のため運搬距離を近距離とする必要があり、近隣で処理が行える業者が受注者のみであるため。	単価契約 (11当たり) 予定数量: 120t
24	委託	—	伊賀南部環境衛生組合 業務室	粗大ごみ収集受付業務委託	名張市内及び伊賀市青山支所区域	株式会社NTTマーケティング クトProCX	令和5年4月1日	—	5,992,800	令和5年4月1日	令和6年3月31日	粗大ごみの戸別収集申込み受付及び問合せに対する電話対応業務 一式	・第2号 ・多様多様な粗大ごみの問い合わせに対応するための豊富な経験が必要とされ、取り扱う情報の保持についても過去からの履行実績を有し、県内他市の同委託についても、受注者は全て同一業者によるものであることから受注業者が唯一行えるものであるため。	

**【契約状況の公表】 随意契約（予定価格が名張市契約規則第27条に定める金額を超える案件）（工事130万円超、コンサル50万円超、物品80万円超、修繕50万円超、委託50万円超、賃貸借40万円超）
令和5年4月1日から9月30日までに契約または変更契約を行ったもの**

◎ 表の見方

随意契約理由について・・・随意契約を行う根拠は、地方自治法施行令第167条の2第1項(市立病院事業及び水道事業については、地方公営企業法施行令第21条の14第1項を適用)に定められており、第1号から第9号まで種類があります。
下表では、それぞれの案件が、第何号に該当するかを記載しています。なお、第3号に該当する案件については、別途公表しているため、この一覧には、掲載していません。

契約金額の欄について・・・単価契約の場合は、単価を表示しています。単価が2種類以上ある場合は、種類ごとに単価に予定数量を乗じた合計額を表示しています。

履行期間(自)について・・・業務委託において、契約書に着手日の指定がない場合は、契約日と同日を表示しています。

業種区分について・・・「コンサル」とするのは、測量・建設コンサルタントを、「委託」とするのは、コンサル以外の業務委託を意味します。

(金額の単位:円)

番号	業種区分	種類	発注担当室	件名	場所	受注者名	契約日	変更契約日	契約金額 (変更の場合は変更後の契約金額) (税込)	履行期間(自)	履行期間(至)	工事等の概要 (変更の場合は、変更理由・変更概要)	随意契約理由 ・根拠法令(適用条項) ・具体的理由	備考 (単価契約の場合は、 単価・予定数量)
25	委託	—	伊賀南部環境衛生組合業務室	伊賀南部浄化センター運転管理業務委託	名張市 蕨生 地内	名張環境事業協業組合	令和5年4月1日	—	83,160,000	令和5年4月1日	令和6年3月31日	伊賀南部浄化センターの運転管理業務 一式	・第2号 ・し尿処理場の運転管理業務については、水質汚濁防止法等を遵守し、24時間の設備稼働を行い、適正かつ安全に運転管理をする必要があり、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業務等の合理化に関する特別措置法」(以下「合特法」という。)の趣旨に基づく合理化協定(平成13年2月15日締結)による代替業務で、本契約における合特法に適用する者は、名張市においては1者のみのため。	
26	委託	—	伊賀南部環境衛生組合業務室	伊賀南部クリーンセンター施設運転管理及び展開検査業務委託	伊賀市 奥鹿野 地内	三機化工建設株式会社	令和5年4月1日	—	260,898,000	令和5年4月1日	令和6年3月31日	・ごみ焼却及びリサイクル施設運転管理業務 一式 ・不燃、粗大ごみ展開検査 一式	・第2号 ・当該ごみ焼却施設の燃焼制御方式及び溶融炉等の主要な装置には、設計施工したプラントメーカー(三機工業株式会社)の特許技術が採用されており、各処理設備は、システム構成上相互に緊密に関連を有しており、その性能を最大限発揮させ、ダイオキシン類の排出規制等を遵守し、適正かつ安全な運転管理を継続的に行うことが求められる。そのためには、施設の構造・システム等を熟知し、設計施工の技術ノウハウが確実に運転管理に反映されることが最も重要であるため。	
27	委託	—	伊賀南部環境衛生組合業務室	使用済み乾電池等及び蛍光管類の処理・処分委託	伊賀市 奥鹿野 地内	野村興産株式会社 関西営業所	令和5年8月21日	—	6,270,000	令和5年8月21日	令和6年3月31日	資源で回収した乾電池や蛍光管の処理・処分委託 10kg当りの複数単価契約	・第2号 ・使用済み乾電池等や蛍光管類の処理・処分に際しては、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」第17条により水銀使用製品の適正回収処理が定義されており、処理対象物は水銀含有のため特別管理一般廃棄物となる。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第1項第14条の規定に基づき処分の再委託が禁止されていることから、中間処理から最終処分場までを一貫して同一業者で行う必要があるため。	
28	委託	—	伊賀南部環境衛生組合業務室	伊賀南部クリーンセンター計量システム改修業務委託(インボイス制度対応)	伊賀市 奥鹿野 地内	鎌長製衛株式会社 名古屋支店	令和5年8月31日	—	990,000	令和5年8月31日	令和5年12月28日	計量システム改修 一式 ・データ処理ソフト改造(適格簡易請求書対応)	・第2号 ・クリーンセンターで運用中の計量システムについて、令和5年10月より導入される適格請求書保存方式(インボイス制度)に対応した記載事項を追加するため、データ処理ソフトを改修するもので、当該システムは、鎌長製衛が設計製作し、既存システムに係るデータ処理ソフトの著作権は、同社が保有しているため。	
29	賃貸借	—	伊賀南部環境衛生組合業務室	伊賀南部環境衛生組合庁用車両賃貸借(軽貨物自動車、再リース)	伊賀市 奥鹿野1990番地 地内	有限会社森本自動車	令和5年4月25日	—	18,150	令和5年4月25日	令和7年4月24日	伊賀南部環境衛生組合庁用車両(スズキ キャリイ)の現契約期間満了に伴う満了後2か年の再契約	・第2号 ・平成29年度の初年度登録から6年が経過しているが、定期的な法定点検整備、継続車検整備で車齢を保障することにより、法定耐用年数を経過しても、老朽化による性能の低下、技術革新による陳腐化などは考え難いため。	長期継続契約 (24か月間) (月額)